

特別障害者手当等の所得制限【令和7年8月～】

【障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当】

受給資格者（重度障害児又は特別障害者）もしくはその配偶者又は受給者本人と生計を維持する扶養義務者（同居する受給資格者の父母等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める者）の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されない。

特別障害者手当等の所得制限限度額表（単位：円）

扶養親族等の数	受給資格者	配偶者及び扶養義務者
	所得額（参考：収入額の目安）	所得額（参考：収入額の目安）
0	3,661,000（約5,252,000）	6,287,000（約8,319,000）
1	4,041,000（約5,728,000）	6,536,000（約8,586,000）
2	4,421,000（約6,203,000）	6,749,000（約8,799,000）
3	4,801,000（約6,668,000）	6,962,000（約9,012,000）
4	5,181,000（約7,090,000）	7,175,000（約9,225,000）
5	5,561,000（約7,512,000）	7,388,000（約9,438,000）

（注）

1 所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者についての限度額（所得額）は、上記の金額に次の金額を加算した額。

（1）本人の場合は、

①老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円

②特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）1人につき25万円

（2）配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）6万円

2 政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額を加えて表示した額。